

議案第122号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第30条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第12条の規定による感度の種別が一種」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年5月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

住宅用防災警報器等の設置免除の基準を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市火災予防条例（抄）

(避雷設備)

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格
日本産業規格（産業標準化法

に適合するものとし

(昭和24年法律第185号) 第20条第1項の日本産業規格をいう。)

なければならない。

2 省 略

(設置の免除)

第30条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下住宅用防災警報器等という。）を設置しないことができる。

- (1) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に、スプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内
、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年

自治省令第2号）第12条の規定による感度の種別が一種
の閉鎖型スプリンクラー

ヘッドを備えているものに限る。）又は自動火災報知設備を、令第12条若しくは令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

- (2) 省 略

- (3) 第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に、**特定小規模施設用自動火災報知設備を、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定**

める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

(3) 省 略

(4)

(4) 前3号に定めるもののほか、住宅用防災警報器等と同等以上の効果があるものと

(5) 前各号

して消防長が定める設備を設置したとき